

仙台家庭裁判所委員会議事録

1 日時

令和4年11月22日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）（ウェブ会議の方法により実施）

3 出席者

(1) 委員

蘆立順美、猪股佳子、入江猛、川島喜弘、倉林千枝子、坂井均、辻村和人、福與なおみ、藤石伸子、前田駿太、宮川宏、宮崎謙、森田みさ（50音順、敬称略）（入江委員、川島委員及び宮崎委員の3名は上記2の場所に参集）

(2) 説明者

中川主任家裁調査官、伊藤主任書記官、伊勢総務課庶務係長

(3) 事務局等

中井事務局長、内空閑首席書記官、財前次席家裁調査官、一柳主任書記官、松澤総務課長、武藤総務課課長補佐、（高裁デジタル企画チーム）軽部主任書記官、清水専門官

4 議事

(1) 今回のテーマである「裁判所のデジタル化について」に関して、①裁判所のデジタル化の必要性和目的、②家庭裁判所の組織、③裁判部門におけるデジタル化（書記官から裁判手続のデジタル化に向けた動き及び家事調停手続におけるウェブ会議、調査官から家事事件におけるリモート調査）、④司法行政部門におけるデジタル化、⑤新たなコミュニケーションツールについて、仙台家庭裁判所から説明した。

(2) 意見交換概要

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日

令和5年6月20日（火）午後1時30分

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(別紙)

意見交換概要

(以下、□は委員長、●は委員、○は説明者の発言とする。)

- ：委員の方が所属されている組織におけるデジタルツールの活用例や参考になる取組例があれば御紹介いただき、裁判所のデジタル化推進に期待すること、使用するツールの活用方法などについて、幅広く御質問や御意見をいただきたい。また、ウェブ会議で委員会を実施するに当たって委員の皆様から御提出いただいた、情報処理に関する許可申請書などの裁判所の対応の当否についても御意見を伺いたい。
- ：私の所属する組織は、「会議所」と名のつく組織であるため、話し合いをしなければいろいろ進められず、コロナ禍になった令和2年7月からオンライン会議を導入した。人が本来集うような交流事業も行っており、新年会や全国大会もオンライン会議で行っている。新しい技術を取り入れる際は、外部講師を呼んで勉強会を実施している。オンライン会議を行う場合も、設備がない人もいるので、オンラインと参集のハイブリットで会議を実施し、設備のない人は会議室に集まってもらって行う工夫もしている。また、新しい機材や技術を導入する場合の職場への働き掛けの方法としては、デジタル化について国も推進を推奨しているので、国や県などのIT導入補助金がどのような場合にいくら支給されるのかを調べて、職場に説明するなど、働き掛けてから導入していくと受け入れられやすいようである。さらに、導入の際には、IT関係に明るい人とそうでない人とがおり、明るい人、分かる人が不得意な人をフォローしていく体制の構築・見直しも同時に考えて行っている。
- ：テレビ会議システムとウェブ会議の違いについて、前者は裁判所内で裁判所同士がオンラインで接続し、後者は裁判所以外の外部機関や一般の方と裁判所がオンライン接続するという理解で良いか。
- ：そのとおりである。

- ：その前提で、先ほどの説明にもあったように、これから裁判所以外の人や機関とオンラインで接続する機会が増えていくと思われるが、ウェブ接続のスキルではなく、接続できる環境が整っていない人へのサポートの準備はあるのか。
- ：いわゆるデジタルデバイドに関する問題は、裁判所としても現在検討中であり、これからも検討を続けていくことになるが、例えば、受付窓口に誰でも使用可能なパソコンを設置する方法などが考えられる。また、民事訴訟法の改正法では、ウェブの利用は一時的には弁護士に限り、一般の方は紙での申立て等も併用する形になっている。
- ：先ほどの説明にもあったように、裁判所の存立基盤は国民の信頼であるので、現在報道されている少年事件の記録廃棄の問題は、公文書の廃棄であり、公文書に対する意識の欠如であると考えられる。それが司法機関であったことは非常に残念に感じた。デジタル化の大前提として国民の信頼があるのであれば、今回起こったことをきちんと検証して国民にその結果を報告する必要があると強く感じている。デジタル化が進んでいけば、今回のような廃棄は防げたかもしれない。その意味でもデジタル化は今後必要不可欠であると考えます。導入にはコストやセキュリティ対策も必要になるので、その理解を求めていくことも必要になると考える。また、デジタル弱者のサポート体制もしっかり考えていただきたい。何か現在考えていることがあれば教えていただきたい。
- ：前段部分についての御意見は真摯に受け止める。
- ：後段のデジタル弱者に対する部分は、機器のある人は使用してもらえらるが、機器が整っていない人は、最寄りの裁判所に来ていただいて、ウェブ会議を利用することは現在でも可能である。
- ：デジタル弱者に関する部分の補足として、現在、その点は法制審議会等で審理中であり、今後、検討が進んでいくのだろうと思う。
- ：先ほどの説明の中に裁判所のデジタル化は、国民に対する司法サービスの質やコミュニケーションの向上のためということのほか、「手間を省く」ためのデ

デジタル化であるという説明もあったかと思うが、今回のウェブ会議での開催が「手間を省く」ために思えて、非常に残念な気持ちになった。というのも、私はこの会議をととても大事な会議と認識しており、学会などはウェブ会議で行うこともあるが、大事な会議ほど、対面によるべきと考えており、対面を希望していた。今回、ウェブ会議による実施について意見を聴かれた際も同様の内容を担当者に伝えたが、他の委員の方はウェブ会議による実施に賛成していると言われたので、参集ではなく、ウェブ会議による実施に賛成せざるを得ず、また、ウェブ会議で参加するという選択をするしかなかった。また、今回ウェブ会議で使用するパソコンのセキュリティに関して、申請許可書面を提出させて、委員にセキュリティの責任を負わせるのはおかしいと感じた。書面を提出させることは、セキュリティに関する責任を主催者でなく、参加者に負わせ、ソフトウェア名についても細かく確認され、自分のパソコンのセキュリティが本当に大丈夫なのかと言われているようにも感じた。手間を省くためのデジタル化と勘違いしていると感じ、これからデジタル化を推進して一般の人ともやり取りをする際に、開かれた裁判所を押し付けられてしまう危険もあるのではないかと非常に残念に感じた。

□：率直かつ貴重な御意見をありがとうございます。御準備等で御負担をおかけして、申し訳なく思っています。

●：私もセキュリティの許可申請手続には違和感を覚えた。内容も細かく確認されて、こんなに確認されるなら、確認の手間もお互いにかかり、事務所も近いため、参集した方が良いのではないかとも思い、手続にととても疑問を感じた。裁判所の考えるセキュリティレベルをクリアしないとウェブ会議を実施できないというのであれば、こういうセキュリティレベルでないと、ウイルス対策ソフトが入っていないと参加できない、という情報を事前に公表してほしいと思った。

●：今回、ウェブ会議での開催に当たり、セキュリティの許可申請書の提出を求め

られたが、その中で私たち委員に高度なセキュリティレベルを求めたので、裁判所のセキュリティレベルもきちんと上げていかないとこれから裁判所主催でのウェブ会議を開催するのは難しいのではないかと感じた。一般の人はそれほどセキュリティのレベルの高い機器を使用していないことが多いので、主催者が責任を持って、セキュリティレベルの高いものを準備すべきであると考えます。私の所属する組織でもウェブでの会議等を主催することがあるが、その際は主催者がセキュリティについて責任を負っているため、参加者にセキュリティに関する申請書等を提出してもらったことはなく、セキュリティ対策をした機器を参加者に貸し出してウェブでのやり取りを行っている。

- : 宮城県庁のデジタル化の近年の取組については、令和2年9月にみやぎデジタルファースト宣言を発表し、令和3年度から6年度までのみやぎ情報化推進ポリシーを作成して取り組んでいる。グループウェアは平成20年から第一期の導入を開始し、昨年より第二期としてチャット機能の導入が始まった。LINEのように自由にグループを作ってやり取りできるようになっている。東日本大震災以前から気仙沼などとの間でSkypeによるやり取りをしようという動きはあったが、なかなか軌道に乗っていなかった。震災によりこの取組が一気に加速化した。現在は、各自治会、医師会及び各病院との間でウェブ会議が行えている状態である。県庁において、ウェブ会議を行う際にデジタル承認を外部機関等に求めたことはない。

家庭裁判所と親和性のありそうな児童相談所の業務について、昨年より、情報管理システムとして、パッケージソフトをカスタマイズしたものを導入しており、児童の記録を一元管理できるものになっている。また、働き方改革として、来年度に向けて、AIを導入して、当事者からの電話内容をリアルタイムで記録する取組をしている。さらに、内部管理としては、「エクセル改善隊」という職員の有志がコロナ陽性者数の統計管理のために、マクロのエクセルデータをチームで作成して把握している。システムによる文書決裁については、令和

3年から組織的に取組を行っているが、内容によって向き・不向きがあり、県全体としては7割程度であるが、進めている最中である。

- ：裁判所のデジタル化は、他の委員の方々もおっしゃるとおり、国民サービスの質の向上のためにあるべきであるが、手間を省くことが必ずしも悪いことであるわけではなく、手間を省くというメリットを享受して、それによって質が向上していくこともあると考える。

ただ、今回のウェブ開催に関する裁判所からのコンタクトがすべて書面送付と電話によるものであった。職員の手間もかかり、デジタル化というなら、せめてメール等でやり取りができなかったのかと強く感じた。

- ：デジタル化というと、紙媒体の文書等の処理と面談や会議などの話と大きく分けて2つあると考えられ、電子提出や押印を不要とする手続の簡略化やスピーディー化は進めていく必要があると思う。その中で、今回の許可申請書の提出が郵送かFAXというアナログな方式になっており、手間もかかり、スピーディーさという意味でもデメリットが大きく、メール等で対応できるようにすれば、それぞれの時間で対応が可能で、確実に業務が進められると思った。また、面談・会議については、事実確認や定例会議など、事前に参加者が前提情報の共有ができる場合は、ウェブでも可能であるが、細かい議論を詰める必要がある会議ではウェブ会議には向いていないのではないかと個人的には考えている。仮にこのような会議をウェブ会議で行う場合には、事前に前提知識をすべて参加者に共有させる必要があり、事前の調整の段階でそれぞれの参加者からの意見や疑問点を取りまとめてお知らせし、議論が充実したものになるように、事前の調整が不可欠であると考え。ウェブ会議実施の際は、ウェブ会議を活用すべき議題なのかどうかという区別・すみ分けが必要になると思われる。

- ：民事訴訟や家事調停でウェブが導入されていることを初めて知って進んでいると思った。テレビ局もコロナ禍で対面でのインタビューができないことが多く、リモート取材も増えている。事実関係は確認できても、初めて取材する人に真

実をリモートで聞けるのか、その人の懐に飛び込んでいけるのかということについては課題があり、裁判所も同様と思われるので、ウェブでの実施については、裁判所においても慎重かつ確実に行っていただきたい。また、今回の会議の進め方については中央でしっかり考えて、最新のやり方を各地方に導入していく必要があると思われる。許可申請書も出さなければならないというルールになっているのだと思うが、先日宮城県の会議にリモート参加した際は、メールをクリックするだけでウェブ会議に参加することができた。セキュリティに関するリスクを主催者側で負っているからだと思われる。今回の取組は良い取組だと思うので、ウェブのシステムを最新のものにして、ウェブ会議が簡単にできるようにしていただきたい。

- ：検察庁においても関係者や被疑者から話を聴くことが多いが、一度会った人から話を聴く場合は、リモートであってもややハードルが下がる部分があるかもしれないが、初めて話を聴く人については、かなりハードルが上がると個人的に思っている。家庭裁判所で調査をする場合も、同様に配慮しながら調査を進めるのだろうと思った。家庭裁判所でも、人と人とのつながりが失われない形でのデジタル化・リモート化が進んでいくと良いと思った。刑事手続についても現在デジタル化の議論がされており、今回の委員会で聴いた皆さんの意見もとても参考になると思った。